

- ◆ 学校教育法で定められている大学・大学院の目的を満たすため、大学設置基準では学部・学科ともに**教育研究の必要性**を前提としている。大学にとってのリカレント教育の位置づけはあくまでも副次的・追加的なもの（+α）という位置づけ  
⇒産学間における「リカレント教育の拡充」に対する意識のずれ・議論の食い違いにつながっている
- ◆ 産学連携推進分科会の議論においても、大学教育の意義について大学側より以下のような意見が相次いで示された
  - 技術の陳腐化が激しい分野等でも技術がどう変わろうとも根本的に変わらないことを学ぶ場が大学
  - 受講したらすぐに役に立つといったような即効性を大学教育に求めるべきではない
  - 受講した学問分野だけでなく、メタな認知能力、汎用的な思考のスキルや課題解決のためのスキルのレベルアップにも役に立つ
  - 各社のニーズに合致したプログラム開発やカリキュラム編成に個別に応じることは困難
- ◆ 学内でリカレント教育の重要性が十分に共有されていないため、財政面での支援が得られにくい（社会からの投資を呼び込めない、学内での資金配分の際に不利）  
⇒リカレント教育の実施に必要な教員（実務家を含む）・施設等の確保が困難



- ◆ リカレント教育の拡充や安定的・持続的運営のためには、各大学が、学び直しの重要性を改めて認識したうえで、リカレント教育を従来の教育研究活動の一角を占める活動として位置づけることが不可欠

## ■ 制度・実務面

リカレント教育推進に向けた国によるインセンティブの付与  
(補助金、税制上の優遇措置)

リカレント教育受講成果・評価の可視化 (例: Eポートフォリオのデジタル・プラットフォームの整備) と企業の積極的な活用

マイクロ・クレデンシャル制度の整備等、受講形態の多様化の推進

## ■ 機運醸成

社会全体での学び直しに関する啓発活動の推進

産学協働による取組みの推進（プログラムの共同開発等）

実務家教員の育成・活用の拡大

イノベーション・ハブとしての大学の社会的意義・機能の向上